一般社団法人 東京都弓道連盟 コンプライアンス委員会規程

第１条（目的）

本規程は、一般社団法人東京都弓道連盟（以下「本連盟」という。）における倫理規程の遵守を確保し、会員が安心して活動できる環境を維持するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第２条（設置）

本連盟に委員会を設置する。

第３条（所掌事項）

委員会は、次の事項を所掌する。

1. 倫理規程違反に関する相談・通報の受付
2. 必要な調査の実施
3. 理事会への報告及び改善提案
4. 再発防止策の検討
5. 必要に応じた外部専門家との連携

第４条（委員の構成）

1. 委員会は、８名以内で構成する。
2. 構成内訳は、次のとおりとする。
   （1）理事
   （2）弓道指導者
   （3）一般会員代表
   （4）外部委員（弁護士、社労士、教育関係者等の有識者）
3. 委員長は、委員の互選により選任する。

第５条（任期）

委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第６条（相談・通報窓口）

委員会は、次の方法により相談・通報を受け付ける。

1. オンラインフォーム
2. 書面提出（匿名による通報は原則として受け付けない）
   ただし、重大案件については委員長の判断により受理することができる。

第７条（調査の区分）

調査は、原則として次の区分とし、案件区分は委員長が決定する。

1. 軽微案件：口論、軽度のマナー違反等

2. 中程度案件：指導者の不適切言動、SNS トラブル等
3. 重大案件：ハラスメント、暴力、審査の不正、未成年者への不適切行為、経費不正事案等

第 8 条（調査の実施）

1. 軽微案件は、委員 2 名以上で簡易調査を行う。
2. 中程度案件は、委員会で調査を行う。
3. 重大案件の調査は、外部委員参加を必須とする。
4. 必要に応じて弁護士等の専門家の助言を受けることができる。

第 9 条（調査手続）

調査は、次の手順で行う。

1. 通報の受付
2. 委員長による案件区分の決定
3. 調査の実施
4. 委員会による審議
5. 案件対応に関する委員会としての意見を理事会に報告
6. 理事会による対応・処分等の決定

第10条 （調査における留意事項）

調査においては以下の点に配慮する。

1. 通報者の保護
2. 被通報者の弁明機会の確保
3. 理事会からの独立性を図る
4. 遅滞なく調査を行う

第11条（守秘義務）

委員は、調査により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。退任後も同様とする。

第 12 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則　この規程は、令和8年10月2日より施行する。